

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から37年3月まで
② 昭和38年4月から42年11月まで

昭和35年にA市に転入し、家族でB業を営んでおり、国民年金制度ができた時に母親と一緒に加入手続をした。

国民年金保険料は、主に母親が払ってくれていたが、母親に言われて、自分でも払いに行ったことがある。

保険料は滞納することもあったが、昭和42年12月にC社に入社するまで払い続けていたはずであるので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は主に申立人の母親が納めていたとし、納付状況等の記憶があいまいである上、その母親は既に死亡しており、申立人の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が所持している国民年金手帳には、申立期間の保険料を納付したことを示す検認印が押されておらず、申立人が継続して保険料を納付していたものとは認められないが、当該手帳に貼付されている保険料の領収証書及びA市が保管する被保険者名簿によると、納付記録のある昭和37年度の12か月分を昭和39年7月及び同年8月に分割して過年度納付したことが確認できる。

この時点で、申立期間①については時効により納付できないものの、申立期間②のうち、昭和38年度分については過年度納付が可能であり、A市が保管する被保険者名簿には、38年度の保険料を過年度納付したことが記載されており、当該年度は納付があったと認められるものの、このほかの申立期間②の

保険料を納付したことをうかがわせるものは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び55年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和55年10月から56年3月まで

私は、友人に勧められ、昭和47年12月に国民年金に任意加入し、申立期間①のころは、A市在住で国民年金保険料を区役所や銀行で納付していた。

また、申立期間②のころは、B市在住で国民年金保険料を市役所や銀行で納付していた。

申立期間については、間違いなく保険料を納付してきたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月から国民年金に任意加入し、60歳に到達するまでの国民年金被保険者期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料に未納期間は無く、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）の記録は共に未納と記録されているところ、A市が保管する過年度納付記録では、当該申立期間は納付済みと記録されており、過年度納付していることが確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

さらに、申立期間②は6か月と短期間であり、申立人は、当該期間の保険料を昭和56年の夏の期末手当支給後に納付したことを明確に記憶しているほか、申立期間前後の国民年金加入期間は納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化が見られないことから、申立

人が当該期間の保険料を過年度納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間及び51年7月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年7月から52年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②が未納であることが分かった。当時の領収書等は、年金受給開始時に処分してしまったが、申立期間の保険料は間違いなく納付していたので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月に会社を退職し、厚生年金保険の資格喪失後、46年1月から国民年金に加入し、60歳に到達するまでの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無の上、60歳以降に再び国民年金に任意加入し、15か月の保険料を一括納付するなど、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後の期間の国民年金加入期間は、納付済期間である上、その当時、申立人の住所に変更は無く、その生活状況にも大きな変化がみられないほか、申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び9か月と短期間であり、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（昭和44年10月1日付けでB社に名称変更。）における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年6月30日）及び資格取得日（昭和40年12月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月30日から同年12月1日まで
昭和40年3月10日に高校を卒業し、同月22日付けでA社に採用され、C業務に従事した。41年7月に退職するまで継続勤務をし、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料は給与からきちんと控除されていた。しかし、ねんきん特別便では、勤務期間のうち途中の期間において厚生年金保険の加入期間が抜けており、中途退職していないにもかかわらず実態と異なる処理がなされていることは納得ができないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和40年3月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失後、同年12月1日に当該事業所において、再度資格を取得しており、同年6月から同年11月までの申立期間における被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録では、昭和40年3月22日から41年7月26日までの期間について、当該事業所に継続して勤務していることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚3人及び社会保険事務所の記録から、申立期間において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚8人に対して照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの5人は申立人に係る記憶は無いが、他の5人は共に「申立人は、申立期間において当該事業所でC業務に継続して勤務して

おり、業務形態の変更はなかった。」と供述している上、そのうち一人は申立人と同様に申立期間に被保険者の記録が無いものの、4人については被保険者期間が継続している。

また、申立人及び同僚が供述した当該事業所の従業員数と社会保険事務所で被保険者数の記録は一致するため、当時、同院では、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票から、昭和40年5月の標準報酬月額と取り消される前の同年10月1日の定時決定による標準報酬月額が共に1万2,000円と同一であることから、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和45年8月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は申立期間に係る保険料の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を返還した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和39年3月29日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和38年3月から同年5月までは9,000円、同年6月から39年2月までは1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年9月8日から35年10月8日まで
② 昭和37年1月15日から38年3月29日まで
③ 昭和38年3月29日から39年3月31日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②については脱退手当金が支給済みであり、年金額の計算には算入されないとの回答を得たが、これを受け取った記憶が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間③については、A社に昭和39年3月末まで勤務していたが、同社の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は38年3月29日となっている。厚生年金保険料が給与から控除されたことが確認できる書類は無いが、申立期間③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和38年3月29日になっていることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人に係る昭和38年6月の標準報酬月額変更届及び同年10月の標準報酬月額算定基礎届の記録が記載されていること、申立人の資格喪失届の処理日が39年4月3日になっていること、他の被保険者の喪失処理日に遅延等が見

られないことから、社会保険事務所が申立人の資格喪失日を 39 年 3 月 29 日と記載すべきところを 38 年 3 月 29 日とし、社会保険庁のオンライン記録も誤って収録されたものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録から申立期間③前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 6 人に照会したところ、回答があった 4 人のうち二人は、申立人が申立期間③中において当該事業所で勤務していたと供述している。

これらを総合的に判断すると、当該事業所は、申立人が昭和 39 年 3 月 29 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の A 社における社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録により、昭和 38 年 3 月から同年 5 月までは 9,000 円、同年 6 月から 39 年 2 月までは 1 万 2,000 円とすることが妥当である。

2 申立期間①及び②について、申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、A 社を退職後の昭和 41 年 10 月 11 日に重複取消処理が行われたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 10 月 28 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1165

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から同年12月16日まで

社会保険事務所の記録では、A社に勤務した期間のうち、平成5年4月1日から同年12月16日までの期間について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していると思うので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成5年4月から同年11月までは34万円と記録されていた。

しかし、同記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年1月26日以降の7年1月30日に、申立人の標準報酬月額が5年4月から同年11月までの期間、上記の34万円から8万円へとさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の記録が確認できる者104人のうち21人についても、申立人同様に標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されているが、そのうち二人が所有していた給与明細書等によると、訂正前の標準報酬月額により厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を

行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から 34 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年10月2日から32年6月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年10月2日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年4月から32年6月1日まで

昭和31年3月にB公共職業補導所C科を卒業し、同補導所の紹介で同年4月にA社に入社しているが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が欠落している。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 B公共職業補導所の申立人に係る補導生補導記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が昭和31年4月にA社に入社し、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、当該事業所における同年齢の同僚4人の名前を挙げているが、これら同僚は、いずれも申立人と同じく、昭和31年3月にB公共職業補導所を卒業し、同補導所の紹介により、同年4月に当該事業所に入社したとされているところ、社会保険事務所の記録及び当該事業所が保管する失業保険被保険者資格確認通知書から、いずれも入社後4か月から5か月後の同年8月1日又は同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格及び失業保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚8人について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の加入時期の関係をみると、いずれも入社と同時か又は最長でも入社後の6か月後に厚生年金保険に加入してい

ることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、連絡が取れた同僚3人は、いずれも「当該事業所では、入社後4か月から5か月の見習期間又は臨時雇用期間があり、この間は給与も低く、これら見習期間の終了と同時に全員正規職員となり、この時、厚生年金保険及び失業保険に加入した。」との供述があり、この供述は、先の社会保険事務所の記録と符合する。

その上、当該事業所が保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しから、申立人が昭和31年10月2日に失業保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の失業保険被保険者資格取得確認通知書に記載されている賃金月額、申立人が名前を挙げた同期入社同僚4人が正規職員となった時の賃金月額と同額であることから、この時、申立人が当該事業所に正規職員として採用されたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和31年4月に当該事業所に入社し、6か月の見習期間又は臨時雇用期間を経た同年10月2日に正規職員として採用となり、同日から32年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の昭和31年10月2日における失業保険被保険者資格取得確認通知書に記載された賃金月額及び同年齢で同期入社同僚の標準報酬月額から判断すると、6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和31年4月から同年10月2日までの期間については、社会保険事務所の記録によると、先述の申立人と同期入社同僚4人は、同年4月から同年8月1日又は同年9月1日までの期間について、厚生年金保険に加入した形跡が無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人のうち、連絡が取れた同僚3人からは、「当該事業所では、入社後4か月から5か月の見習期間又は臨時雇用期間があり、この間は厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」との供述があった上、申立人自身も、「入社後、数か月は見習期間であった。」と供述している。

さらに、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1167

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月9日から同年4月30日

A社における平成7年2月から同年4月までの標準報酬月額が20万円となっているが、そのような低い給与額ではなく、50万円程度は受給していたはずである。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における平成7年2月9日から同年5月2日までの標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月30日以降の同年10月18日に、申立人の申立期間の標準報酬月額を遡及^{そきゅう}して20万円に引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

また、社会保険庁の記録から、申立人は、平成7年5月2日から同年7月11日まで健康保険の任意継続被保険者であり、標準報酬月額が59万円（上限は28万円）となっていることが確認できる。

さらに、事業主を含む当該事業所において厚生年金保険に加入していた5人についても、申立人と同日に、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われていることが確認できる。

加えて、上記同僚ら5人のうち一人が提出した給与明細書から、この同僚は、標準報酬月額を引き下げる旨の処理が行われている期間において、引き下げられる以前の標準報酬月額に相当する給与を支払われ、厚生年金保険料も控除さ

れていたことが確認できる。

その上、事業主は、「申立人は、高額の給与を約束して、引き抜きにより入社している。申立人には50万円程度の給与を支払っており、給与額に見合った厚生年金保険料を控除していた。給与額が20万円ということはありません。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間の標準報酬月額を引き下げる旨の処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、有効な記録訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年3月まで

私は、昭和52年に会社を設立し独立したが、当時、社会保険は従業員数が少なかったため、適用されなかった。このため、この間の2年間は、私は、国民年金に加入していたと思うので調べてほしい。

国民年金の加入は、A市B区役所で手続きし、保険料は妻が納付していたものと思うが、納付金額は全く記憶に無い。国民年金手帳は同区役所の窓口で交付されたと思うが、現在所持していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の妻の記憶も明確でないため、国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、国民年金手帳の払出しが昭和54年8月ごろであることから、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により納付できない期間であるところ、申立人は特例納付によりさかのぼって納付したという主張はしておらず、過年度納付したという記憶も無く、社会保険庁の特殊台帳（マイクロフィルム）及び市役所のマイクロフィルムには、保険料を納付している形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間について、その妻が保険料を納付していたとしているが、妻の納付記録も、当該期間は未納期間となっている。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年11月までの期間、4年1月、4年2月、4年4月から5年9月までの期間、5年11月、7年5月及び8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年11月まで
② 平成4年1月及び同年2月
③ 平成4年4月から5年9月まで
④ 平成5年11月
⑤ 平成7年5月
⑥ 平成8年10月

生活が苦しく、納付時期が遅れてでも平成元年から必ず国民年金保険料を納付していた。それ以前は未納になった期間もあるが、間違いなく納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納期間が189か月、その夫についても78か月あり、申立人夫婦は国民年金保険料の納付意識が高かったものとは言い難く、申立期間に申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い上、申立人の記憶はあいまいで、申立期間の保険料を納付していた具体的な状況が不明である。

また、納付日が確認できる平成5年10月から13年3月まで夫婦同一日でほとんどの期間を過年度納付しているものの、申立人の夫も申立期間は未納期間となっている。

さらに、申立人は平成13年6月から任意加入しているが、申立人及びその夫の資格変更記録及び還付記録によると、申立人の年金受給資格が発生した15年3月で任意加入資格の喪失手続を行った形跡が確認でき、申立人が述べているとおり年金受給資格を意識して納付していたと認められることから、申

立人は申立期間が未納期間であることを認識していたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年11月までの期間、4年1月、4年2月、4年4月から5年9月までの期間、5年11月、7年5月及び8年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から3年11月まで
② 平成4年1月及び同年2月
③ 平成4年4月から5年9月まで
④ 平成5年11月
⑤ 平成7年5月
⑥ 平成8年10月

生活が苦しく、納付時期が遅れてでも平成元年から必ず国民年金保険料を納付していた。それ以前は未納になった期間もあるが、間違いなく納付していたはずなので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外に未納期間が78か月、その妻についても189か月あり、申立人夫婦は国民年金保険料の納付意識が高かったものとは言い難く、申立期間に申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶はあいまいで、申立期間の保険料を納付していた具体的な状況が不明である。

また、納付日が確認できる平成5年10月から13年3月まで夫婦同一日でほとんどの期間を過年度納付しているものの、申立人の妻も申立期間は未納期間となっている。

さらに、申立人は平成14年1月から任意加入しているが、申立人及びその妻の資格変更記録及び還付記録によると、申立人の妻の年金受給資格が発生した15年3月で任意加入資格の喪失手続を行った形跡が確認でき、申立人の妻

が述べているとおり年金受給資格を意識して納付していたと認められることから、申立人は申立期間が未納期間であることを認識していたと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年2月まで

父親が、弟（次男）の分と一緒に申立期間に係る私の国民年金保険料（月額100円）を納付してくれていたはずである。申立期間後の保険料については、昭和41年ごろ離職した父親から「今後は自分で納付するように。」と言われたので、自分自身で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料と併せて納付していたとされるその弟（次男）は、申立期間に係る昭和36年4月から40年12月までの保険料をすべて納付している上、「父親が昭和38年か39年ごろ、長兄が既に他界していたため家業を継ぐ予定であった私に、『姉（申立人）と併せて二人分の国民年金保険料を納付している。』と言っていた。」と述べている。

しかしながら、申立人は「父は、私の国民年金加入手続も弟と一緒にいったと思う。」としているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、その弟の国民年金手帳記号番号は弟が20歳になった昭和36年ごろに払い出されたものと推認できるが、当該手帳記号番号の前後で申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳（マイクロフィルム）から、申立人は、申立期間直後の昭和41年3月に国民年金に任意加入し、そのころに申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたものと推認でき、同月から42年5月までの保険料については、41年8月に納付されていることが確認できるものの、申立期間については、国民年金の任意加入対象期間であることから、申立人は、さかのぼって保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の国民年金への加入手続及び保険料の納付を行ったとするその父親により申立期間の保険料が納付された事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は当該加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、その父親は既に他界しているため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は59か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間が存在しており、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの期間、43年7月から55年3月までの期間及び56年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで
② 昭和43年7月から55年3月まで
③ 昭和56年4月から58年3月まで

昭和42年1月に長女が誕生したことを契機として、自分の老後のことを考えてA市B区役所に行き、私自身が国民年金の加入手続を行った。

当初は2か月か3か月に一度集金に来た人に保険料を納付し、国民年金手帳に印紙のようなものをはっていたと記憶している。その後、国民年金手帳に印紙をはる方式からスタンプを押す方式に変わった。

また、何度か免除申請を行い、その後に追納した記憶もあり、私が一所懸命に国民年金保険料を納付してきたのに、納付記録が消えていることは絶対に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間以外に5回もの未納期間(109か月:厚生年金保険の記録訂正を申し立てている期間を除く。)があることから、保険料の納付意識が高かったものとは認め難い。

また、申立人の申立期間当時の夫(二人)については、いずれも国民年金の強制被保険者であったが、申立期間の国民年金保険料が未納になっている。

(ただし、申立期間③の始期直前の昭和55年度国民年金保険料については、その夫は申立人と共に申請免除期間である。)

2 申立期間①について、申立人は、申立人の長女が誕生したのを契機とし

て国民年金に加入（昭和 42 年 1 月）したと主張しているところ、B 社会保険事務所が行った調査によれば、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は昭和 43 年 4 月ごろと推認できるが、申立人には、その保険料を^{さかのぼ}遡って納付した記憶が無い。

- 3 申立期間②について、申立人は、C 市に転居した昭和 59 年 4 月以降に追納により解消したと主張しているが、申立人にはその納付方法、納付金額などについての記憶が無い。

また、社会保険庁のコンピュータ記録によれば、当該期間は免除期間ではなく、未納期間となっていることから、昭和 59 年 4 月時点で既に時効によりさかのぼって納付することはできない期間である上、当該申立期間は 141 か月と長期間である。

- 4 申立期間③について、申立人は、申立書において、申立期間を昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までとしていたが、その後、「申立書の申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者であったことから国民年金保険料を納付していなかった。」と主張を変えており、申立人の記憶は曖昧である。

- 5 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1190

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から59年6月まで

昭和59年7月にA社に就職が決まり、国民年金保険料を支払えるようになったので、同年8月ごろに、私は、それまで未納だった保険料をB町役場（現在は、C市）D出張所で一括納付した。

社会保険事務所の記録によると、昭和59年4月から同年6月までが免除期間となっているが、その期間も含めて申立期間の保険料をすべて納付したはずである。

同出張所には男性職員が一人いて、その職員に納付書に現金を添えて保険料を納付した記憶があるので、申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、旧B町役場D出張所で昭和59年8月ごろに申立期間の国民年金保険料を一括納付したとしているが、申立人は、当該保険料金額についての記憶が定かではない。

また、申立人は、自宅にあった納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したとしており、昭和59年8月時点で、申立期間のうち、57年10月から59年3月までは過年度納付になるが、現在のC市役所では、申立期間当時から、同出張所において過年度保険料の収納事務を行っておらず、国庫金の収納を行う金融機関も設置されていなかったとしていることから、過年度保険料収納事務を扱っていなかった同出張所で納付したとする申立人の主張は不自然である。

さらに、社会保険庁のコンピュータ記録及び、C市が保管する国民年金被保

険者名簿検認カードの資格記録等が一致している上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1191

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年3月まで

私は、昭和37年2月ごろから私の夫と同居しており、A市B区の自宅に、夫の国民年金保険料を集金に来た同市の集金人から、私も国民年金に加入するようにと勧められ加入手続を行った。

保険料は、毎月集金人に私と夫の保険料を一緒に納付していた。

申立期間について、夫の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私だけ保険料納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、その夫の保険料と併せて昭和37年2月ごろからA市の集金人に納付したとしているが、同市が国民年金保険料の戸別収納を始めた時期は39年10月以降であることが確認でき、申立人の供述内容と一致しない。

また、i) 申立人及びその夫が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄の検認印により、申立人及びその夫と一緒に国民年金保険料の納付を開始した時期は、昭和42年4月から同年9月までの申立人の保険料が^{さかのぼ}遡って現年度納付された同年12月13日であることが確認できること、ii) 申立期間に係るその夫の保険料納付状況については、国民年金制度発足当初から昭和41年度までの期間において、おおむね当年の10月から12月までの時期に一括納付していることが確認できることから、申立期間の保険料について、夫婦二人分を併せて集金人に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、申立人が所持する国民年金手帳に記録されている発行年月日及び社会保険事務所

が保管する国民年金被保険者管理簿索引表から、昭和 42 年 10 月ごろと推認でき、その時点では、申立期間の保険料の大半は時効により納付できない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は、自身の国民年金の加入手続を行ったとする場所及び時期についての記憶が曖昧^{あいまい}である上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

私は、昭和59年6月に会社を退職し、同月、A市B区役所でC市への転出手続を行うとともに国民年金の加入手続を行い、同区役所で同月分の保険料を納付し、C市へ転居した後も同区役所から送付された納付書により、職場近くの銀行から保険料を納付した記憶がある。

昭和60年8月に結婚し、D市に転居した後もC市から送付された納付書により、近くの銀行か郵便局で保険料を納付したはずなので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年6月に会社を退職し、同月、A市B区役所でC市への転出手続を行った際に国民年金の加入手続を行い、同月から保険料の納付を開始したと主張しているが、i) 申立期間にA市、C市及びD市において、申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 社会保険庁の記録には、申立人の国民年金手帳記号番号が申立人の夫と連番で申立期間後の61年4月以降にC市で払い出されたことのみが確認できることから、申立人が申立期間に国民年金に加入していたものとは認められない。

また、申立人の口頭意見陳述において、B区役所での担当職員の印象、白紙の年金手帳を渡された等の明確な供述はあるものの、申立期間当時の納付頻度や納付金額等の具体的な記憶は無く、それぞれの納付先に係る記憶も曖昧である。

さらに、A市、C市及びD市において、申立期間に係る申立人の被保険者名簿は存在しない上、ほかに申立期間の保険料を納付していた事実を裏付ける供

述は得られない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私は、国民年金に制度発足当初から加入し、60歳に到達するまで国民年金保険料を納付してきた。申立期間当時の保険料も、毎月、給料をもらった後に納付していたことを記憶している。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該番号前後の任意加入被保険者等の払出時期から、昭和40年4月ごろに払い出されたものと推定できることからみて、申立人の国民年金への加入時期は、このころであり、その資格取得日（昭和36年4月1日）は加入時期からさかのぼって取得されたものと推認できる。

また、申立人に対する国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間である昭和38年度及び39年度の国民年金保険料については、過年度納付が可能であるものの、申立人に過年度納付をした記憶は無い。

さらに、申立人は、昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料を46年11月17日に特例納付していることが申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）から確認でき、この特例納付を行った時点で申立期間の保険料を併せて納付した形跡は無く、申立人が国民年金の受給資格を満たす期間分（合計24か月）の特例納付を行ったものと考えられることから、国民年金制度発足当初に加入し、その保険料を納付していたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人は申立期間当時は納付書に現金を添えて納付したとしており、当時の保険料納付方法と相違している。

その上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和21年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和41年4月から47年3月まで

昭和47年3月に健康保険のことでA社会保険事務所に行った時、国民年金に未加入であることを知らされたが、未加入期間の国民年金保険料を一括で納付することが可能であると言われたので、同社会保険事務所で申立期間の保険料を納付した。

申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間も72か月と長期間である。

また、申立人は、A社会保険事務所で申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はB社会保険事務所において昭和47年3月に払い出されており、特例納付及び過年度納付の場合は当時の申立人の住所地を管轄するB社会保険事務所に、現年度納付の場合はC町役場にそれぞれ納付しなければならないことから、申立人の主張は不自然である上、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）及びC町が保管する申立人の被保険者名簿において、申立期間の保険料を納付した記録は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の国民年金加入期間は181か月であるが、このうち保険料を納付した期間は6か月だけであり、9か月の申請免除期間を除くと、申立期間を含め、合計166か月が未納期間と記録されているとともに、当該未納期間とは別に、国民年金の未加入期間が118か月ある。

加えて、仮に、申立人が昭和47年3月に申立期間の保険料を特例納付、過

年度納付及び現年度納付を組み合わせて納付した場合、納付保険料額は合計 3 万 1,200 円となるが、申立人は、当初 10 万円前後とした後、度々納付保険料額の供述内容を変えているなど、申立人の申立期間に係る納付保険料額に関する記憶は非常にあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 1 日まで
昭和 41 年 9 月に A 事業所 B 支部に入社し、42 年 6 月末まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
間違いなく 10 か月勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間当時の日記の記載内容、同僚が保管する勤務期間が記載された職員名簿及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において A 事業所 B 支部に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない上、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 50 年 3 月 24 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業所長も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の同僚は、「当時、社会保険の加入よりも手取額を多くすることを望む時期であり、入社後すぐには社会保険に加入させていなかったと記憶している。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、前述の職員名簿に記載されている 25 人のうち 15 人は入社から相当期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、このうち入社時期の供述が得られた同僚 4 人の資格取得は、入社後の 2 か月から 1 年 2 か月後であることが確認できる上、当該同僚 4 人は、同保険の資格を取得していない期間に厚生年金保険料を給与から控除された記憶は無い。

さらに、前述の同僚のうち女性一人は、「昭和 29 年 5 月に入社していたが、

入社後しばらくは試用期間のような取扱いがあり、社会保険事務の担当部長が職員個々に厚生年金保険の加入の判断を行っていたと記憶している。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚は、昭和30年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票において、昭和41年7月1日から申立期間を通じて厚生年金保険の被保険者資格を取得した者はおらず、申立人の旧姓及び類似する氏名における被保険者記録も確認できない。

その上、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1169

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月9日から30年11月14日まで
② 昭和38年4月24日から38年11月15日まで

昭和25年ごろにA社に入社し、32年8月末に退社後、38年3月に再度入社し、同年11月まで勤務していたが、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が勤務していたとするA社は、複数の同僚の供述から、B社及びA社であることが確認できるところ、社会保険事務所の記録によると、B社は昭和26年6月13日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、A社は30年5月1日に適用事業所となっていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本を確認したところ、A社は会社設立が昭和24年10月25日となっており、同社の代表取締役は社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載のある事業主と同一人であることが確認できる上、49年10月1日に解散していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和40年7月7日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

2 申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、B社及びA社は、申立期間①のうち昭和26年6月14日から30年11月14日(65か月のうち47か月)までは厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚は、申立人が申立期間①中にB社に勤務していたとするものの、具体的な勤務期間を特定する供述は得られない上、申立人が名前を挙げた同僚8人のうち5人は、申立期間①においてB社で厚生年金保険に加入した形跡が無い。

さらに、前述の同僚の一人は、「申立人とは昭和25年6月ごろから10か月程度一緒に作業員として勤務していた。健康保険証は使ったことが無く、身分は正社員ではなく、請負等であった。厚生年金保険の適用状況等については不明である。」としており、別の一人も「時期は特定できないが、申立人と6か月程度一緒に勤務した。厚生年金保険料の給与からの控除について具体的な記憶は無い。」と供述している。

加えて、B社において厚生年金保険の加入期間がある同僚は、「申立人とはB社で時々一緒に勤務していた。自分は昭和24年5月から26年9月ごろまで勤務していたが、当該事業所では従業員全員を厚生年金保険に加入させていなかったようだ。」と供述しており、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、25年4月1日から同年6月7日までの期間、及び26年3月1日から同年6月13日までの期間であることが確認できる。

- 3 申立期間②について、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録により、申立期間②当時にA社において厚生年金保険の加入記録が確認できる5人に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等を確認することができない。

また、A社において厚生年金保険の加入期間がある一人は、「当時、自分を含めて2か月程度の短期間で条件の良い別の作業所の下請会社に転職するものが多かった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によると、昭和38年3月から同年4月までにA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した11人のうち、2か月未満の加入期間となっている者が7人確認できる。

さらに、前述の同僚の一人は、昭和37年9月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、38年4月28日に資格を喪失後、38年5月17日に再度資格を取得しているが、当該同僚は途中で退社した記憶は無いと供述している。

- 4 このことから、B社及びA社における両申立期間当時の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、事業主は、勤務していた者、若しくは当該事業所の業務に従事していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1170

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 5 月 1 日まで
② 昭和 47 年 11 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 49 年 11 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで
⑤ 昭和 50 年 11 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで
⑥ 昭和 51 年 11 月 1 日から 52 年 5 月 1 日まで
⑦ 昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
⑧ 昭和 53 年 11 月 1 日から 54 年 5 月 1 日まで
⑨ 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで
⑩ 昭和 55 年 11 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで
⑪ 昭和 56 年 11 月 1 日から 57 年 5 月 1 日まで
⑫ 昭和 57 年 11 月 1 日から 58 年 5 月 1 日まで
⑬ 昭和 58 年 11 月 1 日から 59 年 5 月 1 日まで

昭和 39 年 12 月から平成 10 年 3 月まで、A 県の出先機関である B 事業所 C 出張所で冬期間の臨時職員として D 業務従事者として勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間において B 事業所 C 出張所に冬期間の臨時職員として勤務していたことは推認できるが、雇用保険の被保険者記録において、申立人の申立期間における記録は確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は平成 17 年 4 月 1 日に

厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認することができず、当該事業所の上位機関であるB事業所は、「資料が保管されておらず不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等については確認できない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする複数の同僚は、社会保険事務所の記録によると、冬期間のみならず夏期間も勤務していたことが確認でき、申立人と同種同様の勤務実態であったとは言えず、申立人と同様に冬期間のみ臨時職員として勤務した同僚5人中4人は、いずれも申立期間について厚生年金保険に加入していた形跡が無い上、残りの一人は「当時、臨時職員全員を一律に厚生年金保険に加入させておらず、昭和46年から57年まで勤務していた冬期間は厚生年金保険に加入せず、国民年金に継続して加入していた。この間は厚生年金保険料を給与から控除された記憶は無い。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、当該同僚5人は申立期間中に国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当時の正職員は「当時、冬期間の臨時職員は国民年金に加入している者が多く、厚生年金保険の加入を希望しない者もいたと記憶している。」と供述しており、複数の臨時職員の同僚は「毎年度、事務担当者から厚生年金保険の加入についての確認があったように思う。」と供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間を含む昭和46年2月から59年10月までの期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1171

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 5 月 26 日まで
申立期間は、A社に勤務し、当初は月額 45 万円、途中からは月額 28 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 12 年 5 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、その後の同年 6 月 14 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（平成 10 年 6 月から 11 年 5 月までは 44 万円、11 年 6 月から 12 年 4 月までは 28 万円）が、10 年 6 月 1 日まで、さかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立期間の一部における決算報告書及び確定申告書により、申立人に係る給与はおおむね申立ての金額であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、申立人は、i) 平成 10 年ごろから当該事業所の経営が苦しくなり保険料を滞納したことがあった、ii) 社会保険関係事務は取締役である申立人の妻が行っていたと述べている上、社会保険事務所に出席し、社印を押印した健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（訂正）を保管していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、自らの標準報酬月額の減額

処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1172

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで

昭和 31 年 5 月 1 日から 63 年 3 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）C 支社に D 職として継続勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間は、勤務形態や仕事の内容にも変化は無かった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚からの供述及び B 社から提出された入社日と退職日が確認できる「登録台帳」により、申立人が昭和 31 年 5 月 1 日から 63 年 3 月 31 日までの期間、当該事業所に勤務していたものと判断できる。

しかしながら、当該事業所に申立人の厚生年金保険の適用状況について照会したところ「当時の雇用形態が分かる資料を既に廃棄しているため、確認できない。」と回答しており、申立ての事実を裏付ける関連資料や供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は、当該事業所において昭和 31 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36 年 10 月 1 日に同資格を喪失しているが、その際の健康保険の番号は * 番が付されており、一方、37 年 1 月 1 日に当該事業所において再度同資格を取得しているが、その際には * 番が付されていることが確認でき、その間の番号に欠番が無く、記載内容に不自然な点は見られない。

なお、当該事業所には、昭和 50 年以降に社会保険事務担当者が現職者に係

る記録として作成した「厚生年金保険被保険者台帳」が保管されているが、同台帳に記載されている申立人の記録にも、被保険者資格の取得日が37年1月1日、健康保険番号が*番と記載されており、社会保険事務所の保管する被保険者名簿と一致している。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚4人のうち、所在が特定できた一人に照会したが、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入し、事業主により給与から保険料を控除されていた事実を確認できるような供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる48人に照会したところ、26人から回答を得たが、このうち一人は、「D職は、資格選考査定の結果、嘱託に降格になった時や体調不良等により出勤活動ができなくなった時には、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させられることがあった。」と供述している上、ほかに申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月から 32 年 3 月まで
② 昭和 34 年 11 月から 35 年 6 月まで
③ 昭和 36 年 3 月から同年 10 月まで
④ 昭和 37 年 2 月から 38 年 12 月まで
⑤ 昭和 40 年 9 月から 41 年 12 月まで
⑥ 昭和 42 年 5 月から同年 6 月まで
⑦ 昭和 43 年 6 月から同年 7 月まで

社会保険事務所で厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①について、B社で勤務していた申立期間②について、C社で勤務していた申立期間④について、D社で勤務していた申立期間⑥については、それぞれの事業所が厚生年金保険の適用を受けていなかったことが確認され、厚生年金保険被保険者として記録されていない旨の回答を受けた。

また、E社で勤務していた申立期間③について、F社で勤務していた申立期間⑤について、G社で勤務していた申立期間⑦については、厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかしながら、私はそれぞれの事業所において申立ての期間勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人はH職としてA社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、I市に所在していたとする当該事業所の確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い上、

当該事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記でも当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人は事業主の名前を記憶していないため、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人の供述によると、「当該事業所の従業員は自分のみで、同僚はいなかった。」としており、申立人の申立期間当時の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、申立人はJ職助手としてB社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、K市に所在していたとする当該事業所の確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所であった記録が無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記でも当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人は事業主について姓しか記憶していないなど、事業主に関する具体的な記憶が無いことから、事業主についての特定ができず、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は「当該事業所は社長を入れて3人しかいなかった。」と供述しているが、J職をしていた同僚についても姓しか記憶していないため、この同僚の特定ができず、申立人の勤務状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間②に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人がE社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成8年6月1日に解散しており、当時の事業主についても所在不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚二人及び社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間において、厚生年金保険の加入記録がある同僚二人に照会したが、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 申立期間④については、申立人はJ職としてC社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険の適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、L市に所在していたとするC社、商号変更後のM社及びN社の確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所であった記録は無い。

また、当該事業所については平成8年6月1日職権解散となっており、申立期間当時の事業主についても所在不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚については所在を確認することができない上、このほかに申立人が記憶している同僚がいないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

5 申立期間⑤については、複数の同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、F社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は平成17年8月31日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号には欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和40年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間⑤のうち同年9月については、厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、当該事業所において、厚生年金保険の適用時から厚生年金保険に加入している被保険者の記録を調査したところ、適用前は別の事業所の加入記録が確認できるか、厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらないこと及び当該事業所の適用時から厚生年金保険に加入している二人から、適用前も厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできないことから判断すると、申立人についてのみ当該事業所の適用前から厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間⑤当時、取締役であった者は「申立人は以前、E社にいたことがあるので顔は覚えているが、当社で常時勤務していたかは不明である。」と供述しており、また、申立人が名前を挙げた同僚3人及び社会保険

事務所の記録により、申立期間⑤において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある同僚3人の合計6人に照会し、5人から回答があったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

その上、申立人は申立期間⑤のうち、昭和40年9月から41年7月までの期間において当該事業所での雇用保険被保険者記録が無く、同年7月15日からは、他の事業所において雇用保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 申立期間⑥については、申立人はJ職及び作業員としてD社に勤務していたと申し立てているが、社会保険事務所の保管する厚生年金保険適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、L市に所在していたとするD社の確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所であったことは無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局の商業登記簿でも当該事業所の存在は確認できない。

また、申立人は当時の事業主及び同僚について記憶していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間⑥に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 7 申立期間⑦については、申立人の申立内容及び同僚の供述から判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が申立期間⑦において、G社に勤務していた可能性は認めることはできる。

しかしながら、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主に照会したところ「当時の労働者名簿などの書類が無く、また、当時のことを知る従業員もいないことから不明である上、昭和30年ごろからの厚生年金保険資格取得届の綴りがあり調べてみたが、申立人の氏名は確認できない。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管している当該事業所の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の厚生年金保険加入記録は確認できない。一方、同原票において健康保険の整理番号には欠番が無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚8人及び社会保険事務所の記録により、当該事業所で厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚4人の合計12人のうち、所在が確認できた6人に照会し5人から回答が得られたところ、このうち一人が「名前を聞いたことがある。」と供述しているものの、残りの4人は「一緒に勤務していない。」「分からない。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付けるような供述を得ることができない。

加えて、申立人の申立期間⑦における当該事業所での雇用保険被保険者記録は無い。

このほか、申立人の申立期間⑦における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 8 申立期間のすべてについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 23 日から 46 年 1 月 16 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの説明であった。
しかし、退職する際、事業所に脱退手当金の請求手続は依頼したが、脱退手当金を受取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の事業所を退職する際、脱退手当金の請求手続を事業所に依頼したと述べていることから、申立人の意思に基づき申立期間の脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 46 年 7 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1175

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月 26 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を受けた。A社には、昭和 35 年 2 月 25 日から 37 年 3 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社において、申立期間について勤務している上、給与も1か月分支払われていることから、厚生年金保険の被保険者であったと主張する一方、申立人は、「給与締切日(給与計算期間)及び給与支払日については分からないが、退職前3か月間の給与支払額は、毎月約 8,000 円ぐらいであり、昭和 37 年 3 月 31 日に支払われた額も、これとほとんど同じであった。同月 31 日に支払われた給与から2か月分の厚生年金保険料が控除されたかどうかは分からない。」と供述しており、申立内容に関する記憶が明確でない。

このため、申立人の退職時の経過を知る者として、申立人が名前を挙げた同僚4人及び当該事業所において申立期間に在職していたその他の同僚10人のうち、生存及び連絡先が判明した4人に対して照会したところ、二人から回答があり、「給与締切日は、20日から翌月20日までの月給制であった。」及び「給与支払日は、毎月25日であった。」との供述内容は、昭和37年3月31日に給与の支払を受けたとする申立人の申立内容とは符合せず、定例給与支払日以外の日に支払われた事実関係及び理由について確認できない。

また、申立人に係る退職日について、前記同僚は「申立人は、昭和37年3月25日の退職であり、同月26日以降は会社には籍が無かったはずである。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける供述が得られない上、この同僚

の供述は、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録とも一致している。

さらに、申立人が申立期間において勤務していたことを確認し、昭和 37 年 3 月 31 日に申立人に給与を渡した事務担当係長として申立人が名前を挙げた者は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において 36 年 7 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同人は「昭和 36 年 6 月に転勤しているため、37 年 3 月当時はA社にはいなかったのも、申立人の退職時の状況については知らない。」と供述していることから、申立人の申立内容とは符合しない。

加えて、当該事業所は、平成 18 年 6 月 30 日に法人解散登記され、同年 7 月 1 日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、代表者の居住地も不明であることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況及び保険料控除について確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1176

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年ごろから34年ごろまで

申立期間はA社に勤務し、B業務をしていたが、厚生年金保険の加入期間が確認できない。自分の後に当該事業所に入社した弟には同保険の加入記録があるのに、自分の加入記録が無いのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和24年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、32年10月1日に適用事業所に該当しなくなっていることが確認できることから、申立期間のうち21年1月から24年11月30日までの期間及び32年10月1日から34年12月までの期間は適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた申立人の弟は、「自分は昭和25年からA社に勤務し、申立人(兄)と一緒に勤務していた。自分は工場内でC作業をしていたが、申立人はB業務をしていた。当該事業所の厚生年金保険の適用状況については分からない。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、同人は当該事業所において、昭和27年6月19日から29年12月30日までの期間、厚生年金保険に加入していることが確認できるが、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生

年金保険の被保険者であったことが確認できる者 10 人に照会したところ、回答があった 7 人のうち 4 人は、「申立人は B 業務をしていた。」と供述しているが、このうち当時、事務職をしていたとする者は「申立人は当時、個人事業所を営んでいて、その店の仕事が空いた時に A 社の B 業務をしており、A 社では常勤でなかったため、厚生年金保険の被保険者にしていなかったと思う。」と供述している。

なお、A 社は、D 社に組織変更しており、商業登記簿謄本において、同社は昭和 25 年 4 月 5 日に会社設立し、49 年 10 月 1 日に解散していることが確認できる上、申立人については 27 年 11 月 10 日から 30 年 4 月 1 日までの期間において同社の取締役となっていることが確認できる。しかし、社会保険事務所の記録によると、同社の商業登記簿謄本に記載のある 10 人の役員のうち、申立人を含む 3 人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、加入期間がある者も役員在任期間と厚生年金保険の被保険者期間に相違が見られる上、いずれも、死亡又は所在の確認ができないことから、これらの者から当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が死亡しているため、当時の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1177

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年から 52 年 3 月 1 日まで

A社に採用され、昭和 49 年から 52 年 2 月まで、C市D地区にあった地下鉄作業場で働いていたが、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は 52 年 3 月 1 日とのことである。しかし、申立期間は、A社の社員として給与を受け、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和 48 年 11 月 2 日から 59 年 9 月 17 日までの期間について、A社C支店において勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間における申立人の人事記録等は無く、加入するF健康保険組合も当時の記録は残っていないとのことであった。また、当社が保管する当社独自の厚生年金保険被保険者管理台帳には、申立人について、申立期間後の昭和 52 年 3 月 1 日付けで厚生年金保険の被保険者となった記録があり、それより以前の申立人に係る記録は無い。」と回答している上、「申立期間当時、雇用保険は雇用契約を締結した者全員を加入対象としていたが、厚生年金保険については基幹要員の職員のみを加入対象としていた。申立期間後の申立人の記録について当社の厚生年金保険被保険者管理台帳に記載があることから、この期間は基幹要員に該当したものである。しかし、申立期間については当該台帳に申立人の記載が無いことから、現地採用の日雇い等の現業者ではなかったかと思われる。」との回答が得られた。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人に照会したが、当該事業所における申

立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間前後の当該事業所における厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者は1,200人おり、これらの者は、全国にある当該事業所の本社及び各支店の被用者であるため、申立期間当時、申立てに係る作業場で働いていた同僚を特定することができなかったが、当該事業所が保管する厚生年金保険被保険者管理台帳により、申立期間前後に当該事業所C支店において厚生年金保険の加入記録のある者25人のうち生存及び連絡先が判明した7人に照会したところ、いずれも、当該事業所において正社員として本採用となった時点で同保険に加入したと供述しており、これは先述の事業所より回答のあった「厚生年金保険は基幹要員の職員のみを加入対象としていた。」とする供述と符合するものである。なお、この7人のうち一人だけが申立人を記憶していたが、申立人とは数か月間同じ作業場にいただけで、この者は先に他の作業場に異動となったため、申立期間を通じての申立人の勤務状況及び申立人における厚生年金保険の適用状況については分からないとの供述を得た。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1178

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月18日から同年6月18日まで
昭和26年4月18日から同年7月10日まで、A町のB施設においてC職として勤務していたが、社会保険事務所の厚生年金保険の加入記録が同年6月18日からの資格取得となっている。

その後勤務したD県職員の採用時に提出した履歴書があり、それには前歴としてA町B施設C職の勤務期間が昭和26年4月18日から同年7月10日までと記入されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D県総務部人事局が保管していた申立人が昭和26年11月に提出した履歴書から判断すると、申立人は申立期間においてA町B施設に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B施設に勤務する従業員の労務管理については、B施設の所在する都道府県におかれた管理事務所において行われていたことから、D県A管理事務所の記録を確認するため、F省G局に照会したところ、同局が保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の加入記録は昭和26年6月18日からとなっており、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者資格記録と一致している。

さらに、申立人は、一緒に勤務していたという同僚の名前を記憶しておらず、社会保険事務所の記録から、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会したところ、申立人と同様にC職をしていたという3人は、「申立人については記憶に無いが、自分が記憶している採用時期から数か月経過してから厚生年金保険に加入している。」と述べており、厚生年金保険被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保

険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

加えて、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も、保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1179

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、A社で勤務していた期間のうち、昭和 50 年 4 月 1 日より前の記録は作業員ではなく一般になっている。

申立期間における厚生年金保険の被保険者種別を「作業員」(第3種被保険者)に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の次女が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚及び申立期間当時の事業主の供述によると、申立人が申立期間中からB作業に従事していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したが、「当時の担当者は既に死亡しており、厚生年金保険の種別については不明である。」としているため、申立人の厚生年金保険被保険者種別及び保険料控除について確認できる供述を得ることができない。

また、申立人が所持していた申立期間の一部の給与明細書によると、控除されていた厚生年金保険料額は、第3種被保険者としての保険料額ではなく、社会保険事務所の記録と同じ第1種被保険者としての保険料額とほぼ一致することが確認できる。

さらに、i) 当時の事業主は、B作業をしていた者は5人ぐらいであったとしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立期間に当該事業所において第3種被保険者であった者はおらず、昭和50年4月1日から第3種被保険者となっている者は申立人を含め二人のみであることが確認できること、

ii) 社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険第1種被保険者であったことが確認できる者の中には、「自分はBの作業を行っていた。」と述べている者が複数存在することを踏まえると、申立期間当時、事業主は、B作業をしても厚生年金保険第3種被保険者の手続を行っていなかったものと考えられる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第3種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月ごろから38年1月1日まで

昭和37年5月ごろからA社B支社に勤務し、C業務をしていたが、社会保険事務所の記録によると、38年1月1日から厚生年金保険に加入していることになっている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が一緒に勤務していたという同僚の供述から判断すると、勤務開始日は特定できないものの、申立人が申立期間においてA社B支社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立人はC職員であり、C職員の場合は、最初は委任契約を締結し、その後、職員登用とともに雇用契約に変わり、その時から厚生年金保険の適用を開始していた。」と述べており、当該事業所から提出された、当時のC職員の厚生年金保険の被保険者資格を記載した台帳の写しによると、申立人の資格取得日は昭和38年1月1日となっており、社会保険事務所の記録と合致している。

また、申立人が一緒に勤務していたという前述の同僚に照会したところ、「当該事業所では、入社後しばらくの間委任契約の試用期間であり、その後、資格試験に合格すると正社員になれた。自分も、入社後4か月間は試用期間とされており、その時は、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も給与から控除されていなかった。」と述べており、社会保険事務所の記録から、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者も、「入社後3か月程度は試用期間であり、厚生年金保険には加入していなかったし、保

険料も控除されていなかった。」と述べていることから、申立人の申立期間についても試用期間であり、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1181

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月30日から34年6月5日まで

A社には昭和22年6月から36年5月までずっと勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても途切れることなくA社に勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和33年10月30日には、当時、同保険の被保険者であった74人のうち、申立人を含む70人が資格を喪失し、このうちの50人が、翌年の34年中に当該事業所において、それぞれ資格を再取得していることが確認できる。

また、前述の同僚のうち、昭和26年から当該事業所において総務の仕事をしていた者は、「当該事業所は、昭和33年10月に受注の減少により経営破綻し、社員に解雇の通告をした。残務整理要員を残し、作業員は失業保険を受給した。その後、大口債権者の管理の下、徐々に製品の生産を開始し、解雇された社員が少しずつアルバイトとして働き始め、徐々に再雇用された。」と述べており、申立人と同じ工場工員であった複数の者が、「申立期間当時、当該事業所は破綻し、後に再建した。」と述べていること等から判断すると、事業主は、申立人については昭和33年10月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出及び34年6月5日に同資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと考えられる。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用についての供述を得ることができず、前述の複数の同僚からも、申立期間当時に厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 11 月 10 日まで

昭和 27 年 8 月ごろから A 業であった B 社（現在は、C 社）D 支店に入社し、28 年 8 月ごろから同社 E 本店勤務となった後、29 年 10 月に、同社の社長から厚生年金保険に加入すると言われた記憶がある。自分の後輩も同年 10 月から同保険に加入していると聞いているが、自分は申立期間について同保険の加入記録が確認できない。

当時、当該事業所は、F 事業で業績を伸ばしており、自分は集金を担当していたが、給与の支給は現金ではなく、集金した代金の中から必要な分を使って、毎月 18 日の決算日に清算する方法で行われており、毎月の赤字は年 1 回のボーナスで清算されていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において B 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によれば、申立人の同資格取得日は昭和 30 年 11 月 10 日となっており、このほかに申立人に係る資料はない。」との回答があり、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が同期入社と同僚であったとする二人のうち一人は、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人は、昭和 30 年 8 月 5 日に同保険の被保険者資格を取得し

ており、申立期間の大半において同保険の被保険者ではなかったことが確認できる上、同人の所在は不明であることから、同人から当該事業所における同保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、「当時の給与の支給方法は、集金した代金から必要な分を使い、後で清算する方法によっており、厚生年金保険料が給与から控除されていたかどうかは分からない。」と供述しているところ、申立人が前述の二人以外に当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚8人のうち、生存及び所在が確認された者3人、並びに社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者11人の合計14人に照会したところ、回答があった12人のうち申立人が後輩であったとする者を含む10人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所が同保険の適用事業所となった昭和29年10月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるものの、このうち給与の支給方法について供述が得られた7人は、いずれも、「自分の給与は現金支給であった。」と供述している上、当時、B社E店、同社D店又は同社G店のいずれかに勤務していたとの供述が得られた。この一方で、当該同僚等12人のうち他の一人は、社会保険事務所の記録により、29年10月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、「給与の支給方法は、当初は集金した代金の中から必要な分を使って、毎月の決算日に清算する方法であった。」と供述しているものの、「昭和29年9月にB社E店から同社G店に転勤した。」と供述している上、当該同僚等12人のうち、申立期間においてB社G店の代表者であったとの供述が得られた者が、「B社G店では、給与は現金で支給していた。」と供述していることから、同人の給与支給方法は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった29年10月1日においては既に前述の方法ではなく、現金支給であったと考えられる。

加えて、前述の同僚等12人のうち別の一人は、「B社D店に昭和28年3月に入社した。」と供述している一方で、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、当該事業所が同保険の適用事業所となった約1年後の昭和30年9月1日であることが確認できるところ、同人は、「当時は徒弟制度のような状況で、決められた給与の支給といったものは無く、『必要な金額を店に申告して小遣いのようにもらう』といった今では考えられない方式だった。厚生年金保険料が控除されていたかどうか分からない。」と供述していることを踏まえると、当時、B社では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった29年10月1日において同社E店、同社D店又は同社G店に勤務していた者のうち、給与を現金で支給していたため給与から同保険料の控除が可能であった者については、同日に同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったのに対し、給与の支給方法が前述の方法等であった者については、当該事業所が同保険の適用事業所となった時点から

一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものとするのが妥当である。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月ごろから32年秋ごろまで

昭和27年7月ごろからA業であったB社（現在は、C社）D支店に入社し、29年ごろに同社E店に転勤してから32年秋ごろに退職するまで同店に勤務し、F業務に従事していたが、この期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、一緒に勤務していた同僚には同保険の加入記録があると聞いており、自分だけが同保険に加入していないのは納得できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和29年10月1日であることから、申立期間のうち昭和27年7月ごろから29年10月1日までの期間については、当該事業所は同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できるとともに、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できる者が同日以前に当該事業所で同保険の被保険者であった形跡は無い上、当該事業所に照会したところ、「当社が保管する当時の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届において申立人は該当が無く、このほかに当時の資料は保管していない。」との回答があり、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況、当時の当該事業所に係る同保険の適用状況等について確認することはできなかった。

また、申立人の供述から、申立人は申立期間のうちB社が厚生年金保険の適

用事業所となった昭和29年10月1日以降の期間においては同社E店に勤務していたと考えられるところ、申立人が同店で一緒に勤務していたとする同僚9人のうち同店の代表者であったとする者及び他の3人については、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、当該代表者であったとする者も既に死亡しているほか、別の二人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができないため、これらの者から申立人に係る同保険の適用状況等について確認することはできない。

さらに、申立人がB社E店で一緒に勤務していたとする前述の同僚9人のうち生存及び所在が確認された5人に照会したところ、いずれも、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年10月1日の時点では同社E店に勤務していたとの供述が得られたものの、社会保険事務所の記録によると、同日に同保険の被保険者資格を取得した者はこのうち一人のみであり、他の3人については、前述のとおり当該事業所において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、別の一人は、同人が同社E店から同社G店を経て同社H店に異動したと供述する30年9月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該4人から同社E店に勤務していた期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和29年10月1日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された7人に照会したところ、このうち一人から、「申立期間においてB社E店に勤務していた。」との供述が得られたものの、同人は、「昭和27年10月にB社D店に入社し、30年に同社E店に異動した。」と供述していることから、29年10月1日の時点では同社D店に勤務しており、同社E店に異動した時点では既に同保険の被保険者資格を取得していたと考えられるとともに、同人が「昭和28年ごろから自分がB社E店に異動する30年ごろまで同店に勤務していた。」とする同人の弟についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無いことから、B社が厚生年金保険の適用事業所となった29年10月1日に同社E店に勤務していた者で、同日に同保険の被保険者資格を取得した者は確認できなかった。

一方、申立人がB社E店で一緒に勤務していたとする上述の同僚9人のうち一人、及び当時、同社の他の店舗でF業務に従事していたとする同僚4人のうち二人は、いずれも、「B社のH店、D店及びI店はB社の3兄弟が経営していた店舗であったが、同社E支店は同店の代表者が出店したもので、他の店舗とは経営が別であったと思う。」と供述している上、商業登記簿謄本の記録により、B社E店の代表者であったとされる者が、申立期間後の昭和33年2月27日に、J社の名称で設立登記を行ったことが確認できるとともに、社会保

険事務所の記録によると、同社が、同年3月1日に、B社とは別に厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できることを踏まえると、当時、B社では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった29年10月1日において同社E店に勤務していた者の大半について、同店と同社の他の店舗との実質的な経営主体の違い等により、同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていなかったものとするのが妥当である。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1184

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 23 日から 36 年 10 月 2 日まで
申立期間はA社に勤務し、B社C事業所のD作業所内でE作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認することができなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人については、いずれも、申立人が姓しか記憶していないため個人を特定することができないことから、これらの者から申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできないほか、申立人が、「自分より後にA社にE作業員として勤務した。」と供述する申立人の兄についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で同保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存及び所在が確認された者21人、及びA社C事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存及び所在が確認された者13人の合計34人に照会したところ、同社C事業所でE作業等のF業務に従事していたとの供述が得られた8人を含む23人から回答があったものの、いずれも、「申立人については知らない。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、前述のA社C事業所でE作業等に従事していたとの供述が得られた8人のうち、入社時期について具体的な供述が得られた6人のうち4人は、自身が記憶する入社時期が昭和32年から34年4月であるところ、社会保険事務所の記録によると、いずれも、A社C事業所が厚生年金保険の適用事業所となった35年4月1日に同保険の被保険者資格を取得していることが確認できる一方で、同日以前にA社本社で同保険の被保険者であった形跡も無い上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述が得られなかったことを踏まえると、A社では、同社C事業所でE作業員として採用した者について、同出張所が同保険の適用事業所となるまでの期間は同保険に加入させていなかったものと考えられる。

一方、申立人は、「入社時には17歳であった。」と供述しているところ、上述の被保険者23人のうち、申立期間当時、A社C事業所で労務を担当していたとの供述が得られた者は、「当時、18歳未満の者はE作業が禁止されていたため、E作業従事者として勤務していたとは考えられず、厚生年金保険にも加入させていなかったと思う。当該業務は事故が多かったため、元請けのB社からも厳しく指導されていた。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該23人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した時点は、いずれも18歳以上であり、17歳以下の者は同保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1185

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 11 月から 60 年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 10 月から 63 年 1 月 1 日まで
③ 平成 7 年 2 月 14 日から同年 3 月 20 日まで
④ 平成 11 年 9 月 27 日から同年 11 月 13 日まで
⑤ 平成 12 年 2 月 22 日から同年 4 月 1 日まで
⑥ 平成 12 年 9 月 22 日から同年 10 月 27 日まで
⑦ 平成 12 年 12 月 1 日から 13 年 2 月 1 日まで
⑧ 平成 13 年 3 月 1 日から同年 3 月 26 日まで

申立期間①はA市B事業所に、申立期間②はA市C事業所に、申立期間③はA市D事業所に、申立期間④はE町F事業所に、申立期間⑤はA市G事業所に、申立期間⑥はA市H事業所に、申立期間⑦はA市I事業所に、申立期間⑧はA市J事業所に、いずれも産休代替職員として勤務していたが、各申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②については、申立人が保管する辞令及びA市K局が保管する産休代替者名簿により、申立人が、申立期間①においてはA市B事業所に、申立期間②のうち昭和 61 年 10 月 17 日から 62 年 12 月 25 日までの期間においてはA市C事業所にそれぞれ勤務していたことが認められる。

しかしながら、両申立期間において申立人の任用者であったA市K局に照会したところ、「2 か月を超えて継続して勤務する期限付職員について厚生年金保険を適用することとなったのは昭和 63 年 4 月 1 日であることから、

申立期間①及び②においては申立人を同保険に加入させていない。」との回答があった。

また、社会保険事務所の記録によると、L県M局N課が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年4月1日であることが確認できるほか、社会保険事務所の記録により、同日に当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された6人に照会したところ、回答があった3人のうち2人は、いずれも、「同日以前に期限付職員であった期間がある。」と供述しているものの、社会保険事務所の記録によると、同日以前に厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同日以前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間①においてA市B事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人、及び申立期間②においてA市C事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、各申立期間においてL共済組合員であったことが確認できるとともに、「当該事業所において自分は正規の職員であった。」との供述が得られたことから、申立人とは立場が異なっていたことが確認できる。

2 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、申立人が保管する辞令及びA市K局が保管する産休代替者名簿により、申立人が、申立期間③においてはA市D事業所に、申立期間④においてはE町F事業所に、申立期間⑤においてはA市G事業所に、申立期間⑥においてはA市H事業所に、申立期間⑦においてはA市I事業所に、申立期間⑧においてはA市J事業所にそれぞれ勤務していたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険法第12条では「次の各号に該当する者は、第9条及び第10条第1項の規定にかかわらず厚生年金保険の被保険者としていない」と規定され、同条第2号では同保険の被保険者としていない者について「臨時に使用される者であって、2月以内の期間を定めて使用される者」と規定されているところ、当該辞令等によれば、申立人は、これらの申立期間において、いずれも2か月以内の期間を定めて任用された者であったことが確認できる。

また、申立期間③、⑤、⑥、⑦及び⑧において申立人の任用者であったA市K局及び申立期間④において申立人の任用者であったL県O局に照会したところ、いずれも、L県の通知に基づき、期限付職員については、2か月を超えて継続して勤務する場合について厚生年金保険を適用することとしているため、各申立期間においては申立人を同保険に加入させていない。」との回答があった。

さらに、社会保険事務所の記録により、L県M局N課が厚生年金保険の適用事業所となった昭和63年4月1日に当該事業所で同保険の被保険者で

あったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された上述の6人については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における同保険の加入期間はいずれも3か月以上となっており、2か月以下の加入記録が確認できる者はいないほか、社会保険事務所の記録により、申立期間④においてL県O局で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者33人についても、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における同保険の加入期間はいずれも2か月を超えており、2か月以下の加入記録が確認できる者はいない。

加えて、申立人が申立期間④においてE町F事業所で一緒に勤務していたとする同僚一人は、社会保険事務所の記録によると、当該期間においてL共済組合員であったことが確認できるとともに、「当該事業所において自分は正規の職員であった。」との供述が得られたことから、申立人とは立場が異なっていたことが確認できる。

3 社会保険事務所の記録によると、申立人は、すべての申立期間において国民年金に加入しているとともに、申立期間①、④、⑤、⑦及び⑧についてはその保険料をすべて納付しているほか、申立期間②及び⑥については国民年金第3号被保険者の届出を行っていることが確認できる。

4 雇用保険の被保険者記録においても、すべての申立期間について申立人の各事業所における加入記録は存在しない。

また、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

5 このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 7 日から 37 年 3 月 1 日まで

昭和 36 年 9 月 7 日から 37 年 2 月末までの期間、A省B局C事業所（現在は、D事業所）E支所において、月雇作業員のF職として勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入状況について照会したところ、健康保険の加入記録は確認できるが、厚生年金保険の加入記録は確認できないとのことであった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A省B局が保管する人事記録の写しから判断すると、申立人が、昭和 36 年 9 月 8 日から 37 年 2 月 28 日までの期間にC事業所E支所において、月雇作業員のF職として勤務していたことは認められる。

しかしながら、事業主は、申立期間当時の関係資料が無いとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、C事業所は、昭和 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、翌年の 30 年 11 月 1 日には、健康保険のみの適用を受ける任意包括適用事業所の適用も受けていることから、事業主は、同事業所の作業員の厚生年金保険の適用について、配属先、雇用形態及び身分等の何らかの基準により、作業員ごとに厚生年金保険及び健康保険のいずれも加入させる作業員と健康保険のみに加入させる作業員とに分けて判断していたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険被保険者名簿から、申立期間を含む昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までの期間において、申立人と同じ期間雇用者とみられる同僚計 166 人（申立人を含む）が健康保険

のみに加入し、厚生年金保険に加入していないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は同事業所E支所の同職種の同僚として5人の名前を挙げているが、このうち4人は申立期間に係る厚生年金保険の加入が確認できず、健康保険のみの加入となっている上、残り一人は、申立期間における厚生年金保険の加入が確認できるものの、この同僚の職種は会計事務となっており、申立人の職種とは異なっている。

その上、社会保険事務所が保管する同事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の昭和36年度に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚10人に照会したところ、このうち6人から回答を得たが、いずれも申立人とは異なる配属先の勤務であったとしており、申立人と同じC事業所E支所の勤務であったとする作業員は確認できない。

一方、社会保険事務所が保管する同事業所の健康保険被保険者名簿において、申立期間の昭和36年度に健康保険の被保険者資格のみを取得した同僚10人に照会し、4人から回答を得たが、このうち二人は、申立人と同じC事業所E支所に勤務する月雇作業員のF職であることが確認できる。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1187

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 7 月 19 日から 31 年 6 月 1 日まで
② 昭和 32 年 1 月 1 日から 33 年 1 月 1 日まで

昭和 29 年 7 月 19 日から 32 年 12 月 31 日までの期間、A社にB業務担当職員として勤務した。

社会保険事務所に当該事業所における厚生年金保険の加入記録について確認したところ、入社当初の期間（申立期間①）及び退職前の期間（申立期間②）について、厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答であった。

当該事業所には、夫と一緒に勤務しており、夫については、申立期間①及び②について、厚生年金保険の加入記録がある。

保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社は、昭和 34 年 5 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の関係書類も保管されていないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

2 申立期間①について、申立人及びその代理人である夫は、申立期間①当時の事業主は、当該事業所の事務所の所有者であったC氏であると主張しているが、社会保険事務所の記録によると、C氏は申立期間①当時、当該事業所の厚生年金保険の被保険者として記録が確認できない上、商業登記においても、C氏の名前は確認できず、C氏とは異なる者が代表取締役であることが確認できるほか、C氏及び商業登記において代表取締役とされている役員のいずれも、既に死亡していることから、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

また、申立人及びその代理人である夫は、申立期間①当時の当該事業所の

社会保険関係事務について、C氏の義理の娘が担当していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、C氏の義理の娘は、申立期間①当時、当該事業所の厚生年金保険の被保険者として記録が確認できない上、既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人及びその代理人である夫は、申立期間①当時に当該事業所で一緒に勤務した同僚二人の名前を挙げているが、社会保険事務所の記録によると、このうち一人は、申立期間①のほとんどの期間において、別の事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できることから、当該事業所に勤務していたとは考え難い上、これら同僚二人は、死亡及び連絡先不明のため、申立ての事実を裏付ける資料や供述を得ることができない。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚6人は、このうち4人が既に死亡しており、残りの二人は連絡先が不明であるため、いずれも申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認できない。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が、申立期間②中において当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人及びその代理人である夫は、申立期間②当時の事業主について、申立期間①当時と同じC氏であったと主張しているが、社会保険事務所の記録によると、C氏は当該事業所において、昭和31年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年4月26日に被保険者資格を喪失しており、申立期間②のほとんどの期間について、厚生年金保険の被保険者でなかったことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できる同僚6人に照会し、5人から回答を得たが、このうち3人は、いずれも「A社の事業主は、申立人の夫であり、従業員は、皆申立人の夫を社長と呼んでいた。申立人が事業主であると主張するC氏は、経営には関与しておらず、当該事業所に事務所を貸していただけである。」と供述しており、申立人及びその代理人である夫の主張と符合しない。

さらに、申立人の代理人である夫は、社会保険事務所の記録から当該事業所が昭和29年7月19日に厚生年金保険の適用事業所になると同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該事業所が34年5月21日に適用事業所でなくなった際の唯一の被保険者であったことが確認できる上、商業登記から申立人の代理人であるその夫が、当該事業所が設立された29年7月23日に当該事業所の取締役役に就任し、32年1月3日から33年4月11日までの期間について代表取締役役に就任していることが確認でき、これら社会保険

事務所の記録及び商業登記の記録は、先述の同僚3人の供述と符合する。

加えて、申立人及びその代理人である夫は、申立期間②当時の当該事業所の社会保険関係事務担当者について、申立期間①と同じく、C氏の義理の娘が担当していたと主張しているが、先述の同僚3人は、いずれも「A社の社会保険関係事務を担当していたのは、申立人であった。C氏の義理の娘は、社会保険関係事務は担当しておらず、事務所の所有者としてA社ほか数社に事務所を貸していたことから、これらの管理事務を担当していた。」と供述している。

その上、社会保険事務所の記録によると、C氏の義理の娘は、申立期間②当時、当該事業所の厚生年金保険の被保険者として記録が確認できない。一方、商業登記によると、申立人は、昭和31年4月10日から32年4月11日まで当該事業所の監査役に就任していることが確認でき、これら社会保険事務所の記録及び商業登記の記録は、先述の同僚3人の供述と符合する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間において、申立人の夫が当該事業所の実質的な事業主であり、申立人は、両申立期間において、当該事業所の社会保険及び給与計算に係る事務に関与していたと認められる。

ところで、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。